

官報

号外 昭和三十年六月九日

昭和三十年六月九日

○第二十二回 衆議院會議録第二十六号

昭和三十年六月九日(木曜日)

議事日程 第二十五号

午後一時開議

一 健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

第一 千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めるの件

第二 船舶積量測定法の一部を改正する法律案(内閣提出) 参議院送付)

第三 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 競馬法の一部を改正する法律案(参議院提出)

本日(の)會議に付した案件
予算委員長の選挙
米価審議会委員任命について国会議決を求めるの件
法第三十九条但書の規定により運輸審議会委員任命について同意を求めるの件
日程第一 千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めるの件

日程第二 船舶積量測定法の一部を改正する法律案(内閣提出) 参議院送付)

日程第三 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 競馬法の一部を改正する法律案(参議院提出)

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出)

昭和二十九年の台風及び冷害による被害をうめるための一般会計特別管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出)

漁船再保険特別会計における給付保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出)

臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出)

健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及びこれに対する質疑

午後二時二十五分開議
○議長(益谷秀次君) これより會議を開きます。

○議長(益谷秀次君) 予算委員長の選挙を行います。

○議長(益谷秀次君) 予算委員長の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の勸諭に御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって議長は予算委員長に三浦一雄君を指名いたします。(拍手)

○議長(益谷秀次君) お諮りいたします。内閣から、米価審議会委員に本院議員安藤君、同村松久君、同小笠原八十英君、同松山善雄君、同石田宥全君、同川俣清吾君及び参議院議員片柳眞吉君を任命するため、国会法第三十九条ただし書の規定により議決を得たいとの申し出がありました。右申し出の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よってその通り決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よってその通り決しました。

○議長(益谷秀次君) 次に、内閣から、運輸審議会委員に青盛忠雄君、有沢滋君及び三村令二郎君を任命するため、運輸審議会法第九條第一項の規定により本院の同意を得たいとの申し出がありました。右申し出の通り同意を与えるに御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって同意を与えるに決しました。

第一 千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めるの件

○議長(益谷秀次君) 日程第一、千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めるの件を議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員会理事菊池義郎君。

千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めるの件

千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約

オーストリア連邦大統領、ベルギー皇帝陛下、ブラジル合衆共和国大統領、グレート・ブリテン及びアイランド並びにグレート・ブリテン及び海外領土皇帝陛下、ブル

ガリア皇帝陛下、中華民國國民政府主席、コロンビア共和国大統領、キューバ共和国大統領、デンマーク及びアイスランド皇帝陛下、エジプト皇帝陛下、エクトル共和国最高権力者、スペイン共和国大統領、エストニア共和国大統領、フランス共和国大統領、ギリシャ皇帝陛下、ホンデラス共和国大統領、ハンガリー王国執政陛下、日本国天皇陛下、メキシコ合衆国大統領、モナコ公殿下、パナマ共和国大統領、オランダ皇帝陛下、ポランド共和国大統領、ポルトガル共和国大統領、ルーマニア皇帝陛下、スイス連邦政府、チェコスロヴァキア共和国大統領、ソウエト社会主義共和国連邦中央執行委員会、ウルグアイ共和国大統領及びヴェネズエラ合衆国大統領は、

一方において、千九百二十二年一月二十三日(ヘーグ)で署名された国際あへん条約、千九百二十五年二月九日のジュネーヴ条約及び千九百三十一年七月十三日にジュネーヴで署名された麻薬の製造制限及び分配取締に関する条約の規定の違反行為を処罰するための措置を強化し、かつ、他方において、これらの条約に掲げる薬品及び物質の不正取引を現状において最も有効な方法により防止することを決意し、

次のおりその全権委員を任命し、

オーストリア連邦大統領
国際連帯常任代表、特命全權
公使 エメリッヒ・ブリュート

ル

昭和三十年六月九日 衆議院會議録第二十六号 予算委員長の選挙 米価審議会委員任命について国会議決を求めるの件 千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めるの件 二八九

昭和三十年六月九日 衆議院會議録第二十六号 千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に關する条約の批准について承認を求めの件

二九〇

前ウィーン警視副總監、あへんその他の危険薬品の取引に關する諮問委員会におけるオーストリア代表、ドクトル・ブルーノ・シュルツ

ベルギー皇帝陛下
外務貿易省法律顧問、ジュネーブ大学教授 モーリス・ブルカン

ブラジル合衆共和国大統領
公使館書記官 ジョルジュ・ラトール

グレート・ブリテン及びアイルランド並びにグレート・ブリテン海外領土皇帝陛下
グレート・ブリテン及び北極圏に關する諮問委員会に於ける連合王国代表、陸軍少佐 ウィリアム・ヒューエット・コウルズ

カナダ自治領のために
恩給厚生省麻薬局長、あへんその他の危険薬品の取引に關する諮問委員会におけるカナダ代表、陸軍大佐 C.H.L. シャーマン

インドのために
あへんその他の危険薬品の取引に關する諮問委員会副議長 ゴードン・サイ

ブリティッシュ皇帝陛下
国際連盟常任代表、スイス連邦駐在特命全權公使 ニコラス・モンチロフ

中華民國国民政府主席
国際連盟常設代表部事務局長、スイス連邦駐在特命全權公使、ドクトル・フリー・チツァイ

コロンビア共和国大統領
国際連盟常設代表部書記官 ラファエル・ギザード

キューバ共和国大統領
国際連盟常任代表、スイス連邦駐在特命全權公使、ギリエル・モ・デ・ブラング

デンマーク及びアイスランド皇帝陛下
国際連盟常任代表、特命全權公使、ウィリアム・ホルベルグ

エジプト皇帝陛下
王室顧問官、アレクサンドリア駐在國家訴訟事件部長、エド・ガー・ゴラ

エクアドル共和国最高権力者
国際連盟常設代表部書記官、ジュネーブ駐在総領事、アレハンドロ・ガステル・コンチャ

スペイン共和国大統領
外務省局長、あへんその他の危険薬品の取引に關する諮問委員会におけるスペイン代表、フリオ・カサレス・イ・サンチェス

エストニア共和国大統領
国際連盟常任代表代理、ヨハネス・コダール

フランス共和国大統領
全權公使、外務省官房及び法務部次長、ヴェルシニール・ド・レフイ

総領事、ガストン・ブルゴワ
ギリシア皇帝陛下
国際連盟常任代表、特命全權公使、ラウル・ビビカロゼツ

国際連盟常設代表部一等書記官、アレクサンドル・コントウマ

ホンテラス共和国大統領
国際連盟常任代表、パリ駐在代理公使、ドクトル・フリヤン・ロペス・ビネダ

ハンガリー王国摂政陛下
国際連盟代表部部長、スイス連邦駐在特命全權公使、ラスロ・ウヰェリクス

日本天皇陛下
スイス連邦駐在特命全權公使、堀田正昭

メキシコ合衆国大統領
国際連盟常設代表部書記官、外務省一等書記官、あへんその他の危険薬品の取引に關する諮問委員会におけるメキシコ代表、マヌエル・エリ

モナコ公殿下
ジュネーブ駐在総領事、ザヴィエール・ジョン・レザン

パナマ共和国大統領
国際連盟常任代表、ドクトル・エルネスト・ホフマン

オランダ皇帝陛下
国際あへん問題に關するオランダ政府顧問、あへんその他の危険薬品の取引に關する諮問委員会におけるオランダ代表、J.H. デルホルヘ

外務省編纂部次長、崔男爵 G. ベールツ・ファン・プロクラント

ポランド共和国大統領
前公衆衛生大臣、あへんその他の危険薬品の取引に關する諮問委員会議長、ドクトル・ヴィトルド・ホジコ

ポルトガル共和国大統領

国際連盟常任代表、全權公使、ドクトル・アウグスト・デ・ワマスコンセロス

リスボン大学総長、教授、ジョゼ・カエロ・ダ・マッタ

ルーマニア皇帝陛下
国際連盟担当特命全權公使、コンスタンティン・アントニ

スイス連邦政府
公使館参事官、連邦政務省國際連盟局長、カミーユ・ゴルジュ

チェコスロヴァキア共和国大統領
法務省顧問、ドクトル・アントニン・コウカル

ソヴェト社会主義共和國連邦中央執行委員会
外務人民委員会法律顧問、ゲオルギー・ラシニゲイヴィツ

ウルグアイ共和国大統領
スイス連邦駐在特命全權公使、ヴィクトル・ベナヴィデス

ベルギー王国及びオランダ王国駐在特命全權公使、あへんその他の危険薬品の取引に關する諮問委員会におけるウルグアイ代表、ドクトル・アルフレド・デ・カストロ

ヴェネズエラ合衆国大統領
国際連盟常任代表、特命全權公使、マヌエル・アローチャ

1 この条約において、「麻薬」とは、千九百二十一年一月二十三日のヘーグ条約並びに千九百二十五年二月十九日及び千九百三十一年七月十三日のジュネーブ条約の規定による。

2 この条約の適用上、「抽出」とは、製造又は転換と称されている操作を伴わないで、麻薬が含まれている物質又は混合物から麻薬を分離する操作をいふ。「抽出」の定義は、けしから生あへんを得る工程を含むものではなく、その工程は、「生産」に含まれる。

第二条
各締約国は、次に掲げる行為を特に監禁刑その他の自由刑による嚴重な刑罰に処するため、必要な法規を定めることに同意する。

(a) 前記の条約の規定に違反する麻薬の製造、転換、抽出、製剤、所持、提供、販売の申出、分配、贈与、販売、交付(名目のない分送)を問わない、仲介、発送、通過、送、輸送、輸入及び輸出

(b) この条約に明示する違反行為への故意の参加

(c) 前記の違反行為を行つたための共謀

(d) 夫遂及び予備(予備については、国内法で定める条件に従ふものとす。)

第三条
他の締約国の領域において治外法権を有する締約国は、第二条に掲げる違反行為を当該領域内で行つた自国民を、少くともその違反行為が自国の領域内で行われた場合と同様に、嚴重に処罰するたため、必要な法規を定めることを約束する。

第四条
第二条に掲げる行為のおおのほは、異なるた多数で行われた場合には、別個の違反行為とみなす。

第五条
 麻薬を得ることを目的とする栽培、採取及び生産を国内法で取り締つて、締約国は、また、その国内法に対する違反行為を嚴重に処罰することもできるものとしなければならない。

第六条
 外国裁判による前科を承認する原則を認める国は、第二条に掲げる違反行為に対する外国の有罪の判決を、国内法で定める条件の下において累犯を確定する目的のために承認するものとする。

第七条
 1 自国民につき犯罪人引渡の原則を認めない諸国においては、第二条に掲げる違反行為を外国で犯した後自国の領域に歸つた自国民を、違反行為が自国の領域内で行われた場合と同様に訴追し、かつ、処罰しなければならぬ。違反行為を犯した者がその違反行為後に自国の国籍を取得した場合にも、同様とする。

2 前項の規定は、外国人に係る同様の事件における外国人犯罪人引渡を認めることができない場合に相当するときは、適用がないものとする。

第八条
 締約国の領域内にある外国人であつて第二条に掲げる違反行為を国外で犯したものは、次の諸条件を具備するときは、その違反行為がその締約国の領域内で行われた場合と同様に訴追され、かつ、処罰されなければならない。

(a) 犯罪人引渡が要請されたが、違反行為自体とは関係がない理由によりその犯罪人引渡が行われないこと。

(b) 外国人が国外で犯した違反行為の訴追を逃亡地国の法令が原則として認めていること。

第九条
 1 第二条に掲げる違反行為は、締約国の間で締結されており、又は將來締結される犯罪人引渡条約中の引渡犯罪とみなす。
 2 条約の存在又は相互主義を犯罪人引渡を行うべき条件としない締約国は、相互間において、前記の違反行為を引渡犯罪とみなすものとする。

3 犯罪人引渡は、請求を受けた国の法令に従つて行われる。
 4 犯罪人引渡の請求を受けた締約国は、自国の権限のある当局が逃亡犯罪人の訴追又は刑の言渡の理由となる違反行為を重大でないことと認めるときは、すべての場合に、その逃亡犯罪人の逮捕を行うこと、又は引渡を行うことを拒絶する権利を有する。

第十条
 第二条に掲げる違反行為の遂行に供された麻薬、物質及び器具は、押収し、及び没収することができる。

第十一条
 1 各締約国は、第二条に掲げる違反行為を防止するために必要なすべての業務を監督し、及び調整し、並びにこれらの違反行為を執行することを確保する任に當る中央官庁を国内法上の組織中に設けなければならない。

2 この中央官庁は、
 (a) 麻薬を取り扱う他の公の機関又は団体と密接な連絡を保持しなければならない。
 (b) 第二条に掲げる違反行為の調査及び防止を容易にするためのすべての情報を集めなければならない。

(c) 外国の中央官庁と密接な連絡を保持しなければならない。かつ、これと直接に通信することができ、
 3 締約国の政府が連邦制であるとき、又は政府の行政権が中央政府と地方政府とに配分されているときは、1に定める監督及び調整並びに2(a)及び(b)に掲げる任務は、その国の憲法上又は行政上の組織に従つて遂行する。

4 この条約が第十八条の規定に基づいていすれかの地域に適用される場合には、この条の規定の適用は、当該地域内に又は当該地域のために設けられる中央官庁であつて、必要があるときはその本土地域の中央官庁と連絡して行動するものを設置することによつて確保することができる。

5 中央官庁の任務及び権限は、千九百三十一年の麻薬の製造制限及び分配取締に関する条約第十五条に掲げる特別の行政機関に委任することができる。

第十二条
 1 中央官庁は、第二条に掲げる違反行為の防止及び処罰を容易にするためである限り広い範囲で外国の中央官庁と協力する。
 2 中央官庁は、有益と認める限り、関係があると思われる国の中央官庁に次の事項を通報する。
 (a) 現に行われ、又は行われようとする取引に關する調査その他業務を可能にする詳細のためその者の身元及び特徴について入手することができた明細

(c) 麻薬の密造所の発見
第十三条
 1 第二条に掲げる違反行為に關する司法共助の囑託書の送付は、次の方法で行ふ。
 (a) なるべく各国の権限のある当局の間の直接通信若しくは中央官庁經由
 (b) 両国の法務大臣の間の直接通信若しくは囑託国の権限のある他の当局から受託国の法務大臣に於て直接通信又は
 (c) 受託国に駐在する囑託国の外交使節若しくは領事官經由。このため、その外交使節又は領事官は、受託国が指定する当局に司法共助の囑託書を送付する。

2 各締約国は、自国の領域内で実施される司法共助の囑託書が外交機関を經由して送付されることを希望する旨を、他方の締約国に於てた通報によつて表明することができる。

3 1(c)の場合においては、囑託国の外交使節又は領事官は、司法共助の囑託書の写一通を、同時に、受託国の外務大臣に送付する。
 4 別記の合意がない限り、司法共助の囑託書は、受託当局の国語又は両国間において合意した言語で作成しなければならない。
 5 各締約国は、他の各締約国に対して、司法共助に關する後者の囑託書につき前記の送付方法で自国が承認する一又は二以上のものを通知する。

6 締約国がその通知をするまでは、司法共助の囑託書に關しては、その国の現行の手續によるものとす。
 7 囑託された司法共助を実施するに當り、鑑定人の費用を除くほか、手数料その他の費用の支払を求めなければならない。
 8 この条のいすれの規定も、締約国が刑事事件において自国の法令に反する立証方式を採択し、又は、自国の法令の制限をこえて、囑託に應じて司法共助を実施することを約束するものであると解釈してはならない。

第十四条
 この条約への締約国の参加は、国際法の問題としての刑事裁判権の一般問題に關する締約国の方針に影響を及ぼすものであると解釈してはならない。

第十五条
 この条約は、いすれの国も第二条及び第五条に掲げる違反行為をその国の国内法の一の一般的法則に従つて定義し、訴追し、及び処罰するといふ原則に影響を及ぼすものではない。

第十六条
 締約国は、国際連盟事務局長を通じて、相互に、この条約の実施のため公布された法令及び自国の領域内におけるこの条約の運用に關する年次報告を送付する。

第十七条
 この条約の解釈又は適用に關して締約国間にならぬ紛争が生じ、かつ、外交手段によつてこれを満足に解決することができないときは、この紛争は、当事国間に効力を有する国際紛争の解決に關する協定に従つて解決する。
 当事国間に効力を有するこの種の協定がないときは、紛争は、仲裁裁判又は司法的解決に付託する。他の

昭和三十年六月九日 衆議院會議録第二十六号 千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に關する条約の批准について承認を求めるの件

昭和三十年六月九日 衆議院會議録第二十六号 千九百三十六年の危険緊迫の不正取引の防止に關する条約の批准について承認を求めの件

裁判所の選択に關する協定がない場合には、紛争は、すべての紛争当事国が當該國際司法裁判所規程に關する千九百二十年十二月十六日の議定書の當事國であるときは常設國際司法裁判所に、また、いずれかの紛争當事國が千九百二十年十二月十六日の議定書の當事國でないときは、國際紛争平和的處理に關する千九百十七年十月十八日のヘーグ條約に從つて構成される仲裁裁判部に、いずれかの紛争當事國の請求により付託する。

第十八条

1 締約國は、署名、批准又は加入に際して、この条約の、受諾により、自國がその殖民地、保護領、海外領土又は宗主権若しくは委任統治の下にある地域の全部又は一部に關していかなる義務も負わぬことを宣言することができるとし、この条約は、その宣言に掲げた地域には適用しない。

2 締約國は、その後いつでも、國際連盟事務局長に対し、前項の宣言の対象となつた地域の全部又は一部に對するこの条約の適用を宣言する旨を通知することができるものとす。この条約は、國際連盟事務局長がその通知を受領した日の後九十日で、その通知に掲げるすべての地域に適用する。

3 締約國は、第二十四条に定める五年の期間の満了後いつでも、その殖民地、保護領、海外領土又は宗主権若しくは委任統治の下にある地域の全部又は一部に對するこの条約の適用を終止することを希望する旨を宣言することができるものとす。この条約は、國際連盟事務局長がこの宣言を受領した日の

の一年で、その宣言に掲げる地域に對する適用を終止する。

第十九条

フランス語及び英語の本文をひとしく正文とするこの条約は、本日の日付を有する。この条約は、國際連盟の連盟國又はこの条約を作成した會議に招請された非連盟國若しくは國際連盟理事會がこの条約の贈本を送付した非連盟國の署名のため、千九百三十六年十二月三十一日まで開放しておく。

第二十条

この条約は、批准を要する。批准書は、國際連盟事務局長に送付し、事務局長は、その受領をすべての國際連盟の連盟國及び前条に掲げる非連盟國に通報する。

第二十一条

1 この条約は、千九百三十七年一月一日以後、すべての國際連盟の連盟國又は第十九条に掲げるすべての非連盟國の加入のために開放しておく。

第二十二条

2 加入書は、國際連盟事務局長に送付し、事務局長は、加入書の受領をすべての連盟國及び第十九条に掲げる非連盟國に通報する。

第二十三条

この条約は、國際連盟事務局長が國際連盟の連盟國又は非連盟國のうち十國の批准書又は加入書を受領した日の後九十日で効力を生ずる。この条約は、その日に國際連盟事務局長が登録する。

第二十四条

十番目の批准書又は加入書の寄託後に寄託する批准書又は加入書につ

いては、國際連盟事務局長がこれを受領した日から九十日の期間が満了した時に効力を生ずる。

第二十四条

1 この条約は、その効力発生の日から五年の期間が満了した後は、國際連盟事務局長に寄託する書面によつて廢棄することができる。廢棄は、國際連盟事務局長がその書面を受領した日の後一年で効力を生じ、かつ、廢棄書を寄託した國際連盟の連盟國又は非連盟國に對してのみ効力を有する。

第二十五条

2 事務局長は、受領した書面による廢棄をすべての連盟國及び第十九条に掲げる非連盟國に通報する。

第二十五条

3 この条約は、同時に又は順次に廢棄された結果この条約の拘束を受ける連盟國及び非連盟國の数が十未満に減少したときは、そのうち最後の廢棄がこの条の規定に從つて効力を生ずる日に失効する。

第二十五条

この条約の改正の要請は、この条約の拘束を受ける國際連盟の連盟國又は非連盟國が國際連盟事務局長に對して通知をいつても行うことができる。その通知は、事務局長がこの条約の拘束を受ける他の國際連盟の連盟國及び非連盟國に通報する。その通報が他の締約國の数の三分の一以上の國によつて支持されるときは、締約國は、この条約の改正のために會合することに同意する。

第二十五条

以上の証拠として、前記の全權委員は、この条約に署名した。

- オーストリア E・ブリュッグル
- ベルギー P・ド・レヴィ
- ブルガリア P・ド・レヴィ
- デンマーク G・デ・ブランク
- エジプト エドガー・ゴラ
- フランス P・ド・レヴィ
- ギリシャ G・ブルゴワ
- ハンガリー J・ロベス・ピネダ
- 日本國 堀田正昭
- メキシコ マスエル・テリロ
- モナコ ザワイエ・レザン
- オランダ ホルトガル
- ポーランド ホジコ
- ポルトガル アウグスト・デ・ヴァスコン
- ルーマニア C・アントニアデー
- スイス C・ゴルジュ
- イタリア E・ブリュッグル
- ドクトル ブルノ・シュルツ
- ベルギー この条約を受諾することによつて、ベルギーは、ベルギー領コンゴ及び國際連盟のために委任統治を行つてゐるルアンダリウレンディ地域に關しては、いかなる義務も負わぬ。
- モリス・ブルカン
- ブラジル合衆國 ジョルジュ・ラトール
- グレート・ブリテン及び北部アイルランド並びに國際連盟の連盟國でない英帝國のすべての構成員
- オスカー・F・ドゥワソ
- ウイリアム・H・コウルズ
- カナダ C・H・L・シャーマン
- インド G・ハーデー
- ブルガリア N・モンチロフ
- 中国 フー・チツァイ
- コロンビア
- 政府の承認を条件として ラファエル・ギザード
- キューバ G・デ・ブランク
- デンマーク ウイリアム・ボルベルグ
- エジプト エドガー・ゴラ

- エクアドル アレハンドロ・ガステル
- スペイン フリオ・カサレス
- エストニア E・コイダル
- フランス P・ド・レヴィ
- ギリシャ G・ブルゴワ
- ラウル・ピカリロゼッティ
- A・コントゥマス
- ホンデラス
- J・ロベス・ピネダ
- ハンガリー 批准を留保して ヴェリグス
- 日本國 堀田正昭
- メキシコ マスエル・テリロ
- モナコ ザワイエ・レザン
- オランダ ホルトガル
- ポルトガル アウグスト・デ・ヴァスコン
- ルーマニア C・アントニアデー
- スイス C・ゴルジュ

チエッコスロヴァキア
ドクトル アントニン・コウ
ソヴィエト社会主義共和国連邦
G・ラシネケイヴィツ
ウルグアイ
V・ペナヴィテス
アルフレド・デ・カストロ
ヴェネズエラ
政府の承認を条件として
アローチャ

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○菊池義郎君登壇
本件は、国際連盟主権のもとに一九三六年にジュネーブで開催せられた麻薬不正取引防止会議において作成されたものでございまして、わが国は同年六月二十六日に署名を行なつております。本件は、わが国がさきに当事国となつておられます麻薬に関する一九二二年一月二十三日のハーグ条約、一九二五年二月十九日及び一九三一年七月十三日のジュネーブ条約の補足条約でありまして、これら三条約に対する違反行為を国際的に訴追処罰するための措置を拡充することを内容として、わが国がこの条約の当事国となる場合には、麻薬の密輸入に対する防衛態勢をより強化することができるとは、麻薬の分野における国際協力をさらに促進することができるとは、いふことができます。

昭和三十年六月九日 衆議院会議録第二十六号 船舶積量測定法の一部を改正する法律案(一)

本件が五月十七日に外務委員会に付託せられると同時に、本委員会は慎重に審議を重ねました。その詳細につきましては委員会会議録に譲ることといたしますが、まず政府当局に対する質疑を終りまして、本件を議題といたし、討論を省略して採決いたしました結果、全会一致異議なく承認を以てすることに決定したのでございまして、以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本件は委員長の報告の通り承認することに御異議ありませんか。
〔異議なし(呼ぶ者あり)〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて本件は委員長報告の通り承認することに決しました。

第二 船舶積量測定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 日程第一、船舶積量測定法の一部を改正する法律案、日程第二、道路運送車両法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長原健三郎君。

船舶積量測定法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十年六月三日
参議院議長 河井 彌八
衆議院議長 益谷秀次 殿

船舶積量測定法の一部を改正する法律案

船舶積量測定法の一部を改正する法律案

第六条第一項中第二号を第三号とし、同号中「前号」を「前二号」に改め、ただし書を削り、第一号を第二号とし、第一号として次の一号を加える。

一 螺旋推進器ヲ備フル船舶ニ在リテハ機関室ノ積量ガ総積量ノ百分ノ十三以下ナルトキハ機関室ノ積量ニ其ノ十三分ノ一ハ機関室ヲ積量ガ総積量ノ百分ノ二十以下ナルトキハ機関室ノ積量ニ其ノ二十分ノ十七ヲ加ヘタルモノ但シ船舶所有者ノ申請アリタル場合ニ於テ主務大臣之ヲ相当ト認ムルトキハ次号ノ割合ニ依ルコトヲ得

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定める日とする。

2 改正前の船舶積量測定法の規定により積量の測定を受けた船舶の純トン数については、次項の規定による積量の改測を受けるまでの間は、なお従前の例による。

3 改正前の船舶積量測定法の規定により積量の測定を受けた船舶の所有者であつて、改正後の同法の規定により積量の測定を受けようとするものは、船舶港を管轄する

管海官庁にその船舶の積量の改測を申請することができる。

4 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第四條第二項及び第三項の規定は、前項の積量の改測について準用する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項各号を次のように改める。

一 車名及び型式
二 車台番号(車台の型式についての表示を含む。以下同じ)
三 原動機の型式
四 所有者の氏名又は名称及び住所
五 使用の本拠の位置
六 取得の原因
第七條第二項及び第八條第三号中「原動機番号」を「原動機の型式」に改める。
第九條中「第六号」を「第五号」に改める。
第十一條第四項中「陸運局長」の下に「(政令で定める離島に於ては、陸運局長又は政令で定める町村の長)を加える。」
第十二條第一項中「形状、自動車検査証番号、車台番号、原動機番号」を「車台番号、原動機の型式」に改め、同条第二項中「原動機番号」を「原動機の型式」に改める。

第十四條第三項中「自動車の所有者がその下に第一項の申請をした日から三十日以内」を加え、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 乙陸運局長は、第二項の送付を受けた場合において、第三項の規定による自動車検査証の呈示がなかつたときは、甲陸運局長に対し、その旨を通報するとともに、当該申請書及び当該自動車検査証原簿の謄本を送送しなければならない。

9 甲陸運局長は、前項の通報を受けた場合には、第二項後段の規定による当該自動車登録原簿の表示を消すとともに、申請者にその申請を却下する旨を通知しなければならない。

第十七條第三項第三号中「原動機番号」を「原動機の型式」に改め、同条第四項中「同項の期間経過後」の下に「陸運局長が公示する日まで」を加える。

第二十三條第三項中「第四項」を「第三項」に改める。

第二十一條第一項中「二十年間」を「十年間」に改め、同条第二項中「十年間」を「五年間」に改める。

第二十九條第一項中「原動機番号」の下に「(原動機の型式についての表示を含む。以下同じ)」を加える。

第三十三條第一項中「第二号及び第三号」を次のように改める。

二 車名及び型式
三 車台番号及び原動機の型式
第三十五條第六項中「臨時運行許可番号標」を「臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標」に改める。
第四十四條第七号の次に次の「号」を加える。

昭和三十年六月九日 衆議院會議第二十六号 船舶積載測定法の二部を改正する法律案外一案

八 速度計

第五十一條第二項第一号、第三号及び第四号中「分解整備」を「整備又は改造」に改める。
第五十九條第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第一号を次のように改める。

一 第七條第一項第一号から第五号までに掲げる事項

第六十條中「保安基準に適合し、」の下に「原動機に原動機番号を有するものであり、」を加え、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 自動車登録番号(二輪の小型自動車にあつては、車両番号)
二 車台番号

第六十條第七号中、軽自動車を削り、同条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。
第六十條第十三号中「及びサイクル」を削り、同条第十二号を削り、以下一号ずつ繰り上げる。

第六十一條中第三項を第四項とし、第二項中「次条」を第六十二條に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 陸運局長は、前条、第六十二條第一項又は第六十三條第三項の場合において、当該自動車が旅客を運送する自動車運送事業の用に供するものであつて、整備の状態が著しく良好であり、且つ、車輪、走行距離等について法令で定める基準に適合すると認めるときは、第一項の有効期間を一年をこえない範囲内で延長することができる。

第六十二條の次に次の一項を加える。

第六十一條の二 陸運局長は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、次条第一項の規定による検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて延長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより延長したものとみなす。

3 第六十七條第一項の規定は、前項の規定による自動車検査証の有効期間の延長については、適用しない。

第六十二條第一項中「保安基準に適合し、」の下に「原動機に原動機番号を有するものであり、」を加える。
第六十三條第三項中「保安基準に適合し、」の下に「原動機に原動機番号を有するものであり、」を加える。

第六十四條第二項の次に次の一項を加える。

3 第二項但書の場合において、当該自動車の原動機番号に變更があつたときは、自動車の使用者が、その旨を陸運局長に届け出なければならぬ。

第六十五條第二項中「適合するかどうかの下に」及び「原動機に原動機番号を有するかどうか」を加え、同条の次に次の二項を加える。
第六十五條の二 法令で定める地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、第六十三條第一項

の規定による検査を受けようとする場合には、当該地域を管轄する陸運局長(本条中「甲陸運局長」という)に対する自動車検査証及び自動車の呈示は、法令で定める陸運局長(本条中「乙陸運局長」といふ)に対する自動車検査証及び自動車の呈示をもつて代えることができる。

2 前項の呈示があつた場合には、乙陸運局長は、当該自動車保安基準に適合するかどうか及び原動機に原動機番号を有するかどうかを審査し、その旨を甲陸運局長に通報しなければならない。

3 甲陸運局長は、第一項の呈示に期待の更新及びその記入を乙陸運局長に委任することができる。

第六十七條第一項ただし書を次のように改める。
但し、次条に規定する書換を受けなければならない場合又は行政区域若しくは土地の名称の変更により、自動車の使用者若しくは所有者の住所若しくは自動車の使用の本拠の位置についての自動車検査証の記載事項の變更があつた場合は、この限りでない。

第六十七條第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第六十八條中「その日から十五日以内」を「第十四條第一項の申請をした日から三十日以内」に改める。

第六十九條中第三項及び第五項を削り、第四項を第三項とする。
第七十一條第三項中「第三号から第六号まで」を「第一号から第五号まで」に、「第三号から第五号まで」を「第一号から第五号まで」に、「第三号から第五号まで」を「第一号から第五号まで」に改める。

第七十九條第一項中「技術上の基準に適合する設備を備える」を「基準に適合する」に改める。
第八十條第一項第二号中「設備を「設備及び従業員」に改め、同号及び同条第二項中「技術上の基準」を「基準」に改める。
第九十二條中「設備」を「設備及び従業員」に、「技術上の基準」を「基準」に改める。
第九十二條中「一件につき、」を削り、同条の表を次のように改める。

| 手数料を納付すべき者 | 金額 |
|---|---------------------------------------|
| 一 自動車の新規登録を受けようとする者 | 一両につき、二百円 |
| 二 第十二條第一項の變更登録又は第十三條第一項の移転登録の申請をする者 | 一両につき、百円 |
| 三 第十四條第一項の登録換の申請をする者 | 一両につき、百円 |
| 四 陸運局長が行う臨時運行の許可を受けようとする者 | 一両につき、五十円 |
| 五 自動車登録原簿の謄本又は抄本の交付を請求する者 | 一枚につき、五十円 |
| 六 自動車登録原簿の閲覧を請求する者 | 一件につき、五十円 |
| 七 自動車整備士の技能検定の申請をする者 | 一件につき、三百五十円 |
| 八 第五十八條、第六十二條第一項、第六十四條第一項、第六十七條第二項又は第七十一條第一項の規定による検査を受けようとする者 | 一両につき、二輪の小型自動車にあつては百円、その他の自動車にあつては二百円 |
| 九 第七十五條第一項の指定を申請する者 | 一件につき、八千円 |
| 十 第九十四條第一項の規定による認定を申請する者 | 一件につき、三千円 |

第九十八條第一号中「第二十條第一項若しくは第二項、」の下に「第三十條第六項、」を加える。
第九十九條第一号中「第六十四條」を「第六十五條第一項」に改め、同条第三号中「第五十二條」の下に「第六十四條第三項、」を加える。

附則
1 この法律は、昭和三十年十月一日から施行する。
2 この法律の施行の際現に存する改正前の道路運送車両法の規定によりした申請又はその記載は、運輸令で定めるところにより、改

正後の道路運送車両法の規定によりした登録換の申請した申請又はその記載とみなす。

3 この法律の施行前、改正前の道路運送車両法の規定により作製し、又は交付した自動車登録簿、自動車登録原簿の謄本若しくは抄本、自動車検査証、自動車予備検査証若しくは譲渡証明書又はこれらに対する記載は、この法律の施行後は、運輸省令で定めるところにより、それぞれ改正後の道路運送車両法の規定により作製し、又は交付した自動車登録簿、自動車登録原簿の謄本若しくは抄本、自動車検査証、自動車予備検査証若しくは譲渡証明書又はこれらに対する記載とみなす。

4 この法律の施行の際現に自動車登録簿に自動車所有権の登録以外の登録がある自動車に係る自動車登録原簿、自動車登録簿の謄本若しくは抄本又は譲渡証明書が、当該自動車に係る所有権の登録以外の登録がまつ消されるまでの間は、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 前項の自動車に係る改正後の道路運送車両法第十二条、第十七条及び第三十三条の規定の適用については、これらの規定にかかわらず、前項の期間内は、なお従前の例による。

6 改正後の道路運送車両法第十四条第三項及び第八項並びに第六十八条の規定の適用については、この法律の施行の際現に存する改正前の道路運送車両法第十四条第一

項の規定によりした登録換の申請は、この法律の施行の日にしたものとみなす。

7 改正後の道路運送車両法第三十五条第六項の違反行為に対する罰則の適用については、この法律の施行前に満了した改正前の道路運送車両法第三十五条第二項の有効期間は、この法律の施行の日に満了したものとみなす。

〔報告書は会議録追録に掲載〕
〔原健三郎君登壇〕
○原健三郎君 たいだいま議題となりまして二法案につき、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、船舶積積潤度法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法案の趣旨を簡単に御説明いたしますと、現行法では、船舶の純積量を算定するに当り、機関室の積量を総積量から控除することになっておりますが、この控除積量は機関室の積量と総積量との割合が一定の比率以下になりますと急に小さくなり、はなはだしく均衡を失ふことになっております。よつて、かかる不均衡を是正するた

め所要の改正を行おうとするものであります。本法案は去る五月十六日予備審査のため本委員会に付託され、同月二十八日政府より提案理由の説明を聴取し、六月三日日本付託され、同月六日質疑入りしましたが、何らの発言も、討論を省略し直ちに採決の結果、本法案は全会一致をもって政府原案通り可決した次第であります。次に、道路運送車両法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、道路運送車両法実施後の実情にかんがみ、行政の簡素化をはかることを目的とするもので、その要旨は次の通りであります。

第一は、自動車の登録事項から原動機番号を削除し、原動機の型式を追加したことであります。第二は、営業用旅客自動車で、整備の状態が良好であり、かつ車輪、走行距離等が法令で定める基準に適合するものについては、現在九カ月となつております検査証の有効期間を一カ年まで延長することができるようにいたしましたこととあります。

第三は、自動車の登録、検査及び整備に関する諸規定を改正したことであります。本法案は本月六日本委員会に付託され、直ちに政府より提案理由の説明を聴取し、七日質疑に入りまして、格別の発言もなく、次いで討論を省略し、採決の結果、全会一致をもって本法案は政府原案の通り可決いたしました。

以上、二法案について御報告申し上げます。〔拍手〕
○議長(益谷秀次君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長の報告の通り決すに御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。
第四 競馬法の一部を改正する法律案(参議院提出)
○議長(益谷秀次君) 日程第四、競馬法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員長長島正興君。

競馬法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和三十年六月三日
参議院議長 河井 瀧入
衆議院議長 益谷秀次君

競馬法の一部を改正する法律案(昭和二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。
第三十一条第一号を次のように改める。

一 業として勝馬投票券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもつて不特定多数の者から勝馬投票券の購入の委託を受けた者

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
〔報告書は会議録追録に掲載〕
〔網島正興君登壇〕
○網島正興君 たいだいま議題と相なりました。参議院提出、競馬法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

現在、競馬の施行者は馬券を発売し、その収益によつて畜産の振興及び地方財政等に寄与することになっておりますが、最近主として地方競馬を対象として馬券購入の取次を業とする者が増加いたし、しかも、これらのほとんど全部はいわゆるのみ行為(実態)でありまして、検査庁の調査によりましたも、去る三月現在、東京、静岡を筆頭に各地に千数百の業者が露

動し、年間平均百億円以上を取り扱つておるありさまでありまして、これを放置いたすにおいては、競馬の健全なる施行を阻害するはもろろ、社会公安上においてもきわめて悪影響をもちますものと思はれるのであります。しかるに、のみ行為の禁止は現行法にも規定されておりますが、検査当局においてもその証拠はなかなかつかみかたく、馬券の取次業そのものを禁止しなければ、のみ屋の防遏は困難な事情があります。よつて、これと同様の事情が見られた競輪その他同種競技においてもすでに取次業禁止の措置がとられた例にならしまして、この際競馬についても同様の立法措置を講じようとして本案が提出されたのであります。すなわち、業として勝馬投票券の購入の委託を受け、または財産上の利益をはかる目的をもつて不特定多数の者から勝馬投票券の購入の委託を受けた者は、三年以下の懲役もしくは三十万円以下の罰金に処するといふ刑罰規定を競馬法に設け、もつて、のみ行為防遏に万全を期せようとしたものであります。

本案は参議院の提出でありまして、農林水産委員会には六月三日に付託となり、同八日、提案者を代表して参議院農林水産委員長長江田三郎君より提案理由の説明を聞きまして、後、稲富、川俣、助川、大森等の各委員より、場外馬券問題、アラブ馬問題、競馬の平日開催の自衛問題等、現在の競馬が直面している重要問題に関し提案者並びに政府当局に対して質疑が行われ、また、のみ屋対策の実施は早急を要しますので、競馬に関する一般問題の質疑は後日に譲ることといたし、本案に対

して、年間平均百億円以上を取り扱つておるありさまでありまして、これを放置いたすにおいては、競馬の健全なる施行を阻害するはもろろ、社会公安上においてもきわめて悪影響をもちますものと思はれるのであります。しかるに、のみ行為の禁止は現行法にも規定されておりますが、検査当局においてもその証拠はなかなかつかみかたく、馬券の取次業そのものを禁止しなければ、のみ屋の防遏は困難な事情があります。よつて、これと同様の事情が見られた競輪その他同種競技においてもすでに取次業禁止の措置がとられた例にならしまして、この際競馬についても同様の立法措置を講じようとして本案が提出されたのであります。すなわち、業として勝馬投票券の購入の委託を受け、または財産上の利益をはかる目的をもつて不特定多数の者から勝馬投票券の購入の委託を受けた者は、三年以下の懲役もしくは三十万円以下の罰金に処するといふ刑罰規定を競馬法に設け、もつて、のみ行為防遏に万全を期せようとしたものであります。

昭和三十年六月九日 衆議院會議録第二十六号 競馬法の一部を改正する法律案

昭和三十年六月九日 衆議院會議録第二十六号 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案外三案

する質疑は一日をもつてこれを打ち切り、討論を省略いたしましたし、議院に採決を行いましたこと、委員会は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと議決いたしましたのであります。詳細は速記録に譲ることいたします。何とぞ御審議の上、御賛同を賜わりたいと存じます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出) 昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことにより食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出) 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出)

臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出) ○農谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、昭和二十九年の

台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことにより食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、臨時通貨法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長松原君之次君。

1 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入不足をうめるため、昭和三十年において、一般会計から、二十八億円を限り、この会計の農業勘定に繰り入れることができる。 2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において、農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第六条第二項の規定により同会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、一般会計に繰り入れなければならない。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことにより食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、臨時通貨法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長松原君之次君。

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案

臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出) ○農谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、昭和二十九年の

この法律は、公布の日から施行する。 附則 報告書は会議録追録に掲載。 昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことにより食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出) 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出) 臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことにより食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、臨時通貨法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長松原君之次君。

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案

臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出) ○農谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、昭和二十九年の

この法律は、公布の日から施行する。 附則 報告書は会議録追録に掲載。 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出) 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出) 臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことにより食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、臨時通貨法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長松原君之次君。

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案

臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出) ○農谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、昭和二十九年の

臨時通貨法(昭和十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。 第二条中「十円を」を「五十円、十円」に、「七種を」を「八種」に改める。 第三条中「二十四ノ臨時補助貨幣」を「二十四ノ臨時補助貨幣、二十円迄を」五十四ノ臨時補助貨幣八千円迄、十円ノ臨時補助貨幣八二百円迄に改める。 附則 この法律は、公布の日から施行する。 報告書は会議録追録に掲載。 〔松原君之次君登壇〕 ○松原君之次君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案について申し上げます。 この法律案は、昭和二十九年におきまして、風水害、冷害等が異常に発生したため、農業共済再保険特別会計の農業勘定の支払い財源に不足が生ずるに至りました。その不足を埋めるために、昭和三十年において、一般会計から二十八億円を限度としてこの会計の農業勘定に繰り入れることができるといたしました。そのものであります。なお、この繰入金につきましては、将来この会計においては決算上の剰余金を生じた場合には再保険金支払基金勘定へ繰り入れることになつておりますが、その金額を差し引き、残額を一般会計に繰り戻すこととしたしております。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことにより食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、臨時通貨法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長松原君之次君。

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案

臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出) ○農谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、昭和二十九年の

昭和三十年六月九日 衆議院會議録第二十六号 健康保険法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する野澤君の質疑

し、鳩山総理大臣、一萬田大蔵大臣及び川崎厚生大臣に質疑をいたすのであります。

第一は、鳩山内閣の基本的な厚生行政についてであります。今般、政府は、健康保険の赤字財政の危機に直面し、赤字補てんの臨時処置として、

国民負担の繰を不用意にも打ち出し、さらに長期資金の貸付等により当面の弥縫策を政治的に実施いたしました反面、これが対策として健康保険法の改正案を上程いたしましたのであります。すなわち、本改正案の内容を見ますと、

標準報酬の引き上げが骨子でありまして、別に行政的に計画しておりません。標準報酬の値上げとともに、きわめて安易な健康財政の裏づけをいたさんとするものであります。政府は本法案を軽んじて上程したのであります。

鳩山内閣は、単なる選挙公約に基く社会保障制度の拡充強化をスローガンとして、政治的に一時しのぎをしよるといたしましたのであります。本案を通じ、民主党内閣は、果して政策的なものを感じ込んであるのかどうか、遺憾ながら、それはみじんを感じられないのであります。(拍手)つまり、政府は、昭和二十九年の四十億円の赤字対策と、さらに昭和三十年度の赤字の見込み額を故意に圧縮想定いたしました。これが補強財源として別途に赤字の一部を事務的に補充する目的をもつて、今日の健康改正案を策し、標準報酬の引き上げにより二十五億円及び標準報酬の引き上げにより五億円、合計三十億円の財源をきわめて安易に増加せんとはかり、さらに不足分を長期借款に依存したものであります。一時的なこの赤字対策は、当然、国民の世論

により、ますますきびしく批判され、この便宜主義的なわゆる抜本策こそ、民主党の本質的な政策の矛盾を暴露したものであります。政策はよろか、むしろ進まざらなければならぬ上塗り対策であると言わざるを得ないのであります。

何となれば、現内閣の健康対策は、健康保険の内部の検討はもうこのと、健康の赤字解消に対する基本的な方策が何ら具体的に示されておられないのであります。そのため七十億の赤字が単なる国庫の余裕金に依存せしめられたのであります。結果的にこれを

見ますならば、鳩山内閣は、公約無視どころか、健康財政の輪郭だけの整備を済ませたにすぎぬものと極論せざるを得ないのであります。ことに、保険料率及び標準報酬の引き上げ等は、事案を被保険者の犠牲においてのみ立案せられたもので、この対策の根柢を流れるものは鳩山内閣の無策と不誠意のみであります。換言するならば、多

年論議せられた社会保険の根本問題が改正法の対象ともならずして、わずかに厚生大臣の隠れみみのである七人委員会の設置を見たにすぎないのであります。かくのごとく、民主党内閣の社会保険対策には決定的な政策を加味し得なかつたのであります。この事実こそ、政府みずからきわめて無計画、無方針の弱体内閣であることを裏書きするのみならず、天下にその醜態をさらし、国民をして、無為無策の鳩山内閣こそ、しごく迷惑千万である

と嘆かしのめざるを得ないと思ふのであります。(拍手)

ここにおいて、私は鳩山首相にお尋ねいたしますが、今回の健康

保険法の改正はいかなる意図のもとに立案せられたのか、その方針と、これを国会に提案せられた現内閣の政治的責任を明らかにしていただきたいと思ふのであります。

なお、川崎厚生大臣には、この改正法案に現内閣の特別な政策上の含みがあつたのかどうか、あつたとするならば、いかなる点に反映しておるか、具体的に示し願いたいと思ふのであります。

質問の第二の要点は、本法案をめぐる手続と予算措置の問題についてであります。政府は、健康保険の基本問題である保険料率、医療費算定、診療報酬支払い制度等を初め、幾多の重要事項をたな上げするのみならず、さらに医療担当者の乱発乱察や医師の不正受診等の弊弊や欠陥を積極的に解決する急務を示すことにおおむね、おまかせに監査の書類提出にお茶を濁す程度の法案を掲げたのであります。ことに、

今次の保険料率の引き上げ、標準報酬の引き上げ等を検討するならば、その内容は、厚生官僚の事務的な窮余の一策で、合理的な官階のつがなき施策をそのまま鳩山内閣が取り入れたものであると信ずるのであります。(拍手)

社会保障制度審議会並びに社会保険審議会においては、いずれも健康保険の根本対策に対する政府の不誠実を唯一の理由として、保険料率、標準報酬を引き上げ絶対反対が表明せられたのであります。しかも、その改正法の骨子となつたものは、現行三千四百四十四円に引き上げ、さらに等級をふやして七万円までを許上したのであります。が、事業者代表のみでなく、労働者の代表に至るまで、そのほとんど大部分

の委員に反対せられ、やむなく原案を一夜にして修正いたしました。閣議決定を形式的に終了し、その翌日四千円より四万八千円の二十三級の報酬額を原案にすりかえをいたしましたこと

は、たゞし手品師の早わざとしても、ここに納得し得ざる立法措置であると思つてあります。民主党切つての闘士川崎君が、せつかく對上決心で天下第一の手品師の看板を掲げたと、まことに不運にも、その手品の種あかしになつてしまつたのであります。ここに、一萬田蔵相に対して

されましたが、その差額はいかように処置せられるのか、また、今度の改正案が否決または継続審議になつたら予算措置をどうするか。この点、明らかにしていただきたいと思ふのであります。

さらに、川崎厚生大臣に對しまして、社会保障制度審議会及び社会保険審議会のこの二つの機関が最も有力な意思決定をしたにもかかわらず、断固これを強引に押し切つて今次の改正案を上程されたのであります。この政府の態度は、審議会の權威を失墜させたのみでなく、官僚独善の緊急対策に便乗して、事務官僚への依存を政府みずからが助長せしめ、政党内閣の無策を暴露するの悪習を作つたもので、権威ある二つの審議会の意思をじゅうりんし、世論の偏見を考慮せざる最も悪質なる民主議会の不信行為であると断せざるを得ないのであります。(拍手)よつて、鳩山内閣は、この暴挙に對し、すみやかに反省するはむがらんのこと、世論のしからしむると

ころに従い、社会保険の根本対策を早急に樹立するの条件を誠意をもつて披瀝いたしました。本法案を撤回し、合理的な根本対策の完成を待つてあらためて提出せよの國民の總意にこたへるゆゑであると思ふが、川崎厚生大臣はこの点に關し、いかなる誠意と決断をお持ちになられるか、きわめて勇敏に御決意を伺ふ次第であります。

第三の質問の要点は、今日の健康の赤字の最大の原因が医療費の放漫な給付によるものであることは明白な事実でありまして、すでに、川崎大臣は、本年の一月分が一億五千万円、二月分が一億二千万円の節約ができたと報告してあります。単に政府當局が保険監査の暫働が生じたのであります。それから、このまま実施したとしても、僅に年間最低十八億円の節約は可能となり、さらに、現下わが國の國民的な悪習となつております医師や被保険者の一部のものが行なつております不正事実の厳正な摘発や指導監督を消滅に勵行するならば、本年度の見込み赤字をはるかに上回ることは明らかであります。少くとも予期以上の成果が十二分に持てるかと推察されるのであります。が、川崎厚生大臣は、昭和三十年度においていかほどの金額が予算編成の対象となつたのかどうか、さらに、あなたその想定金額は、この健康改正によつてどのくらい監査がきびしくなり、どのくらい金額が節減されるか、簡明にお漏らしを願いたいと思ふのであります。

最後に、川崎厚生大臣の抱負と決意を聞いておきたいのであります。項

目別に申し上げますが、的確な御答弁を願いたい。第一は、社会保険の根本対策として考えられております事項についてであります。第二には、そのうち実施すべき重要な実施の順序についてであります。第三は、新医療費体系の完了見込みについてであります。第四は、根本対策に制限形を加えるかどうかという点であります。

以上は、自由党の多年の貴重な経験とを基礎として、日本の社会保険制度の育成強化に万端なきを期せられることを念じつつ、特に鳩山首相以下各閣僚に対し、日本の社会保険制度は多年社会党の一貫した主張でありました。これを東閣政の上に反映したのが、わが自由党でありまして、今日の発展を示したものは全くわが党の功績であると思っております。同じ保守系の民主党が、粗固に東半蔵にも及び今日の状態では、まことに悲しむべきものであると存じますので、極力、本問題に関しましては、わが自由党は協力を惜しまないのではありません。けれども、もつと着実な対策をいたさるるよう特につつしんで御忠告を申し上げます。私の質疑を終ります。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 内閣総理大臣及び大蔵大臣は参議院の予算委員会に出席されておりますので、両大臣の答弁は適当な機会にお願いすることになります。

厚生大臣(川崎若三君)

○國務大臣(川崎若三君) 野澤議員の質問に対してお答えいたします。

健康保険の赤字は、御承知の通り、昭和二十八年以来累増いたして参つたのであります。特に昨年度の赤字が

おもであります。私が厚生省の責任者として引き継いだときは、すでに四十一億の赤字となつておりましたので、従つて、赤字対策の責任を御追及でありました。私は、今日まで、むしろその解決策に當つておるような次第でございます。(拍手)

また、国費負担を軽減を行なつたと言われませんが、一千四百万に上る健康保険に加入しておる者は、日本国民の六分の二に該當するのであります。このように多くの大衆がかかつておる医療保険が危機に到達しておるとすれば、その一半はやはり国が責任をもつて解決しなければならぬ、国費負担こそ社会保険の充実にとつてとるべき第一の政策であると思つた次第であります。(拍手)

それから、社会保障政策の前進を一体今度の法案に盛り込んでおるか。私は、第一に国が責任を持つたこと、これにつきましても、従来よりはやはり社会保障政策の充実強化に當つておるというところを、責任を持ってお答えができると思つております。(拍手)

それから、次に御質問のありました新医療費体系の問題であります。この問題につきましても、健康保険制度の根本的立て直し策について目下調査研究中でありまして、健康保険制度の根本的な問題である保険医療組織との関連において、新医療費体系をどうの秋におきましては成案を得たいと思つております。

なお、社会保障制度審議会の意見を無視したというよりなことでありましたが、社会保障制度審議会並びに社会保険審議会では、労使の間におきまして非常な反対があり、結論として反対

であるといふ答申を得ております。しかしながら、その経緯を見ますと、学者や中立の方々の中には、政府の原案をもつて最も妥当な政策であるといふ意見もあり、かつ、政府案の修正したる一部を見るならば、これが最も妥当であらうという意見も相当多数に上つておるのであります。そのような観点から、一部修正をしてここに提出をいたしましたということをお答え申し上げます。

なお、保険医やその他の監査をした結果どのくらいの赤字を圧縮することできたかといふ具体的な御質問があつたと思つております。これは、本年の一月並びに二月におきまして、保険医の監査並びにその他の行政措置を通じまして、一月において一億五千万円、二月において一億二千万円の赤字を圧縮することができましたので、引き続きこれについて努力をいたしておる次第でございます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 滝井義高君

○滝井義高君 私は、日本社会党を代表いたしましたので、ただいま提案理由の説明がありました健康保険法の一部を改正する法律案について、鳩山総理以下閣僚関係に質問をいたさんとすものでござります。

まず第一に鳩山総理にお伺いいたしたいと思つて、総理は不在でございますので、いずれ機会をあらためて質問に対する御答弁をいただきたいと思つております。

また第一に鳩山総理にお伺いをいたしたい点は、鳩山総理は予算委員会等を通じて、国を守る努力と同時に国民

の生活を守る努力をやつていくと説明をされました。すなわち、パターも大砲もというのが民主主義の政策なのでございまして、その民主主義の政策の基本的な現われがすなわち経済六カ年計画であつたかと思つてございまして、一方、私たちは、現実に憲法二十五条を持つておられます。憲法二十五条においては、国は少くとも健康、文化的な最低の生活を営む権利を有す。国は社会保障と社会福祉と公衆衛生の向上増進に努めなければならないこととなつておるのでございまして。そなたとするならば、厚生行政なき貧乏な日本の国民生活を守るために、総合経済六カ年計画の少くとも一環として、社会福祉六カ年計画ないしは社会保障六カ年計画といふものを内閣は作るべきであると思つて、鳩山総理のこれに対する所見をお伺いいたしたいのでございまして。(拍手)

次に川崎厚生大臣にお尋ねをいたしたいのでございまして、迫りくる健康保険の赤字の根本的な原因は一体何なのかといふことあります。政府は、その健康保険の赤字といふものについて、まず第一に、昭和二十八年以来政府がとり来たつたところの増徴対策の拡大並びに往診料、入院料の引き上げ、第二番目に、医療の不正、すなわち乱診乱療、第三番目は、デフレ政策の遂行によつて、いわゆる企業の不況が保険料の滞納を慢性化してきたといふ、こういう三つの原因をあげておるのでございまして、この原因は、どれもその原因を現象的に、表面的にとらえておるのでございまして、従つて、その原因のどちらが表面的であり、現象的であるかゆえに、政府のこ

れに対する対策もまたこそその的ならざるを得ませんでした。

まず第一に政府のこつた政策は、行政措置による赤字対策でございまして、これは、医療の適正化の名のもとに、監査を強化しようといつたしておられます。また、法律のワケ内において保険料率の引き上げを断行しようといつたしておるというが、行政措置による赤字対策の中心でございまして。さらに第二には、今川崎厚生大臣からなる御説明のありました、法律改正による赤字対策であります。さらに第三には、政府は、純財政的な赤字対策としては、一般会計から、わずかに十億円の、性格不明な赤字補てんが果して国庫負担であるか不明な十億円の金を厚生保険の特別会計につき込んでおるといふこと、また、六十億円の金を資金運用部から、しかも資金運用部のの運用計画には入っていない六十億円という金を厚生保険の特別会計に借入金としておるといふこと、この三つの、きわめてこそこの、一時的な赤字対策しちり得なかつたといふことなのでござい

す。しかも、その赤字対策の一つ一つを検討してみますと、保険料率の引き上げといひ、あるいは標準報酬の改訂といひ、すべてこれは働く大衆の犠牲に、すなわちこれは働く大衆の犠牲によつて必然的に医療内容は低下し、そのしわは、弱い、働く大衆である患者に寄つてくることも、また火を見るよ

うに、

昭和三十年六月九日 衆議院會議録第二十六号 健康保険法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する滝井君の質問

昭和三十年六月九日 衆議院會議録第二十六号 健康保険法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する滝井君の質疑

明らかであると思ふなければなりません。このように大衆性政策であると考え、川崎厚生大臣はそのような見解を持たないかどうか。これが川崎さんに対する質問でございます。さらに、私たちは、赤字の根本的な原因はもっと深いと思っております。日本の健康保険の病根は深いと考えているのでございます。

まず第一の赤字の原因は、医師の数が飛躍的に増加をして、欧米並みになつて参つたという点でございます。人口九百人に対してすでに一人の割合で医師が増加をいたして参りました。しかも、現実においては、医科大学というものは四十七校もあつて、年々歳二千人ないし三千人の新しい医者が私たちが就職戦線に加わつてきています。

第二の根本的な原因は、日本の医療水準というのが世界的な水準に達して参つたということ。昨日、ニューヨークで発表せられた医薬品は、そのまゝ翌日においては日本の第一級の医療機関で使われているということ。昨年からは今年にかけて医療費が四割も増加をしてきているという事は、すなわち最新の医学と医療の薬品が使われているという事を意味するのでございます。

さらに第三の原因は、もはや、現在の医療というものが、国民各階層にわたつて老若男女を問わず、まんべんなく均一に注がれているという事でございます。昭和二十二年までの状態を見てみますと、日本の医療費というものは主として結核や肺炎や乳幼児の死亡に注がれておりました。すなわち、乳幼児と青年に注がれておつたの

でございますが、最近における日本の人口構成というものは、老人方が多くなつて参りました。たとえば、脳溢血だとか、老衰病とか、あるいは老人に多いガン腫というように、いろいろ老人性の疾患に多くの医療費をつぎ込まなければならぬ状態が出て参つたということでありまして、青年にも、乳幼児にも、そして老人にも、多くの金が必要になつて参つたということでございます。

さらに第四の大きな赤字の原因は、デフレ政策の強行によつて大衆の生活が窮乏化するともに、いわゆる病人が多くなつて、健康保険を利用する大衆が多くなつて来たということでございます。

さらに第五には、医療費は飛躍的に増加していきけれども、国民所得はこれに伴わないという事でありまして、昨年からは今年にかけての国民所得はわずかに四割の増加であつたけれども、医療費は実に四割以上増加したというこの現実でございます。

さらに第六には、制度自体にまつわる問題でございます。日本の健康保険制度というものは、かのビスマルクの時代にできた制度でございます。このビスマルクの時代における人間の平均寿命は、わずかに四十六歳でございます。しかし、現在の人間の平均寿命は、世界的にはすでに七十歳になつて、人としていたしております。生活条件の悪い貧乏な日本においても、すでに平均寿命は六十五歳になつて参りました。四十六歳のときにできたその制度が、平均寿命が七十歳になつたとする現実において適合しない矛盾が出てくる

ことは、当然と思ふなければなりません。このように、現在の日本の健康保険制度の病根は深いと思ふなければなりません。現在、日本におきましては、このような健康保険の赤字に対するところの対策としては、口を開けば社会保険の統合一元化の問題が論ぜられて参ります。わずかの国庫負担の問題が論ぜられておりましたが、もはや、それだけで解決できません。それら、社会保険の統合一元化の問題とともに、

医療機関の乱立を防ぎ、医療行政の一元化をはかり、医療機関の無秩序な分布を是正し、同時に、アメリカ資本の大きな支配を受けようとして、製薬業自体の自由放任をも是正するところの総合的な対策を立てる以外には、日本の社会保険、特に健康保険の赤字の解決はできないと思ふのであるが、行政管理庁長官の所見並びに川崎厚生大臣の所見をお伺いしたいのでございます。(拍手)

次に、健康保険と結核に対する関係についてでございます。健康保険は、御存じのように、短期保険でございます。この短期の健康保険をもつて長期の疾患である結核をまかなうところに、大きな矛盾が健康保険に出て参りました。健康保険の医療費の実に四割は結核が食つております。入院料の六割以上は結核が食つております。政府は、特に大蔵大臣は、この健康保険の会計の中から結核の保険を別に取出して独自の結核保険というのを作る意思はないかどうかという点でございます。同時に、これは川崎厚生大臣の所見もお伺いいたします。

さらに、現在、日本においては、結核の対策としては結核予防法があり、公費負担の制度がございます。すなわち、国費四分の一、都道府県が四分の一、郡二分の一の結核に対する費用の支出が行われる制度がございます。が、地方財政の赤字で、都道府県の負担分である四分の一の負担ができないために、いたずらにそのしわ寄せが健康保険に参つておるということであり、ここに公費負担制度を拡充して、生成発展をする結核対策を打ち立てる意思はないかどうか、これをお伺いしたいのでございます。

次に、社会保険、特に健康保険の赤字対策に対する政府、民主党の態度でございます。民主党は、選挙のときに、おいては、医療費の五割の国庫負担と三割の患者負担と選挙公約のスクローラとして掲げました。ところがこれが大衆の反対にあつたと見ると、いち早く引つ込みまして、内閣をとるや、一割五分の国庫負担の実現に向つて大蔵省に予算を要求いたしました。ところが大蔵省の反対にあつたや、その一割五分の国庫負担を引き上げと標準報酬の改訂を打ち出したのでございます。ところが、さいせん野澤議員からも指摘されておりましたように、この標準報酬の改訂や保険料率の引き上げが社会保険審査会や社会保障制度審議会の反対にあつたや、今度はその原案を改訂いたします、国会には四千円から四万八千円に変えて提出をいたして参りました。

ところが、同時に、予算案そのものは、四千円から七万四千円の手算案をそのまましておると、三月月の間に、社会保険の赤字に対する民主党、政府の対策というものが、その目的の異なるがごとく、走馬灯の如くに無方針に参つて参つたということでございます。なぜ民主党は自信を以て社会保険の対策を打ち立てることができなかったのか、なぜこのように走馬灯のごとくにならなければならなかったのか、その具体的な理由を鳩山総理並びに川崎厚生大臣にお尋ねをいたすとともに、もしこの法案が審議未了に終つた場合には、いかなる措置をとられるか、あわせて御答弁をお願いいたしますのでございます。

最後にお尋ねをいたしたい点は、健康保険の赤字と医療機関の赤字でございます。政府は、健康保険の赤字の問題をはなはなしく政治の舞台上で登場せしめて参りました。あたかも健康保険の赤字の問題が解決すれば日本の一切の医療保険の問題は解決するかのごとく錯覚を国民に与えようとしたのであります。私は、これはきわめて悪い宣伝だと思ふ。現在、日本におきましては、健康保険、社会保険が赤字であるばかりでなくして、日本の全医療機関が赤字でございます。国立といわず、公立といわず、私立といわず、日本の全医療機関が赤字であるという事でございます。日本の医療保険の問題を真に政府が解決しようとするならば、この健康保険の赤字とともに日本の全医療機関の赤字の問題も同時に解決する以外には、国民の医療は守ることができないと思ふのでございますが、川崎厚生大臣は日本の医療機関の赤字

また、保険料率を千分の六十五に引き上げることは労働者に対して非常な負担ではないかというような御質問でありました。現在の保険料率で設定されましたのは昭和二十六年一月でありまして、当時の標準報酬は七千三百円でありました。本年度は平均一万七千七百円となっておりますので、標準報酬の上昇割合は六割六分、従って、この面から保険料率の引き上げは私は可能であると思っております。また、実質賃金も上昇いたしておりますから、労働者に対して確かに負担が増大したことは事実ではあります。国がこれほどの負担をいたしたのでありますから、この程度の負担は、ぜひとも、保険財政の確立の意味において、労働者側においても御負担を願いたいと考えておる次第でございます。

また、被扶養者の範囲を著しく制限したということですが、十一万人の被扶養者の実際の調査をいたしました結果、該当者は五十五人にすぎませんので、著しい制限はないと思えます。

さらに、現行の健康保険におきまして、ただいま、強権を発動するような改正を行うことはよろしくない、こういうことをごいしましたが、行政庁の検査の権限の規定はすでに設けられておりますが、その規定の仕方が不十分であり、従来法律の解釈、運用によって補った面もありませんので、この際その規定を明確にしたい、というのが改正の趣意でございます。最後に、このようなことになしに、健康保険に対して医療給付費に百分の二十の負担をしろということでございます。

ました。私も、それが理想であるということをご信じておりますから、社会党のお考え方には同調をいたすのでありますけれども、今日、日本の財政の余裕はそれほどありませんから、今日たゞい、その法律案に同調することの意思はございません。(拍手)

○副議長(杉山光治郎君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十九分散会

- 出席國務大臣
- 外務大臣 重光 葵君
 - 厚生大臣 川崎 秀二君
 - 農林大臣 河野 一郎君
 - 通商産業大臣 石橋 湛山君
 - 運輸大臣 三木 武夫君
 - 國務大臣 川島正次郎君
 - 國務大臣 杉原 荒太君
 - 國務大臣 高橋達之助君
- 出席政府委員
- 外務省参事官 安藤 吉光君
 - 外務省経済局長 湯川 盛夫君
 - 外務省条約局長 下田 武三君
 - 大蔵政務次官 藤枝 泉介君
 - 大蔵省主計局長 正示啓次郎君
 - 厚生省保険局長 久下 勝次君
 - 農林大臣官房長 安田善一郎君
- 閣議を省略した報告
- 一、去る七日、内閣総理大臣から、米価審議会委員に本院議員安藤啓君、同村松久君、同小笠原八重君、同松山義雄君、同石田宥全君、同川俣清吾君及び参議院議員片柳辰吉君を任命するについて国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る七日、内閣総理大臣から、運輸審議会委員に青盛忠雄君、有沢滋君及び三村金二郎君を任命したいので運輸省設置法第九条第一項の規定により、本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る七日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

大蔵委員会

理事 春日 一幸君(理事春日一幸君去る三日委員辞任につきその補欠)

文教委員会

理事 赤城 宗徳君(理事赤城宗徳君去る五月二十七日委員辞任につきその補欠)

理事 三宅 正一君(理事三宅正一君去る五月十九日委員辞任につきその補欠)

逓信委員会

理事 橋本登美三郎君(理事橋本登美三郎君去る四日委員辞任につきその補欠)

一、去る七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

- 大蔵委員
- 福田 昌子君
- 文教委員
- 北村徳太郎君 伊藤 輝一君
 - 田中伊三次君 水山 忠則君
- 社会労働委員
- 千葉 三郎君 松岡 松平君
- 商工委員
- 田中 彰治君 森山 欽司君
- 運輸委員
- 水山 忠則君 伊藤 輝一君
 - 原 茂君
- 逓信委員
- 高村 坂彦君 古井 喜賀君

山本 勝市君 北澤 直吉君

石村 英雄君 志村 茂治君

田中伊三次君

決算委員

- 清瀬 一郎君 南條 徳男君

議院運営委員

- 池田 勇人君

一、去る七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員

- 石村 英雄君

文教委員

- 高村 坂彦君 水山 忠則君
- 池田 勇人君 伊藤 輝一君

社会労働委員

- 清瀬 一郎君

商工委員

- 南條 徳男君 千葉 三郎君

運輸委員

- 伊藤 輝一君 水山 忠則君
- 志村 茂治君

逓信委員

- 北村徳太郎君 高村 坂彦君
- 井出一太郎君 田中伊三次君
- 福田 昌子君 原 茂君
- 北澤 直吉君

予算委員

- 松岡 松平君 田中 彰治君

議院運営委員

- 田中伊三次君

一、昨日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

農林水産委員会

理事 足鹿 覺君(理事足鹿覺君去る三日委員辞任につきその補欠)

建設委員会

- 山口 好一君(理事廣瀬正雄君昨日理事辞任につきその補欠)

- 大蔵委員
- 水谷長三郎君
- 逓信委員
- 志村 茂治君
- 建設委員
- 中井 徳次郎君
- 予算委員
- 原 茂君

一、昨日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

- 水谷長三郎君

大蔵委員

- 中山 榮一君

逓信委員

- 志村 茂治君

建設委員

- 中井 徳次郎君

予算委員

- 原 茂君

一、昨日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

- 中井 徳次郎君

大蔵委員

- 中村 寅太郎君

逓信委員

- 原 茂君

建設委員

- 中山 榮一君

予算委員

- 志村 茂治君 水谷長三郎君

一、去る七日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

行政監察特別委員

- 大石 武一君

一、去る七日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

行政監察特別委員

- 山本 猛夫君

一、昨日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

貿易振興に関する調査特別委員

- 志賀 義雄君

一、昨日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

貿易振興に関する調査特別委員

- 川上 貫一君

一、去る七日議長から提出した議案は次の通りである。

銀行法の一部を改正する法律案(春日一幸君外十二名提出)

一、昨日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

過度経済力集中排除法等を廃止する法律案

- 地方行政委員
- 中井 徳次郎君
- 大蔵委員
- 中村 寅太郎君
- 逓信委員
- 原 茂君
- 建設委員
- 中山 榮一君
- 予算委員
- 志村 茂治君 水谷長三郎君
- 行政監察特別委員
- 山本 猛夫君
- 貿易振興に関する調査特別委員
- 志賀 義雄君
- 川上 貫一君

昭和三十年六月九日 衆議院会議録第二十六号 議長報告

一、昨八日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

一、昨八日委員会に付託された議案は次の通りである。
 過度経済力集中排除法等を廃止する法律案(内閣提出第四二号)(参議院送付)
 商工委員会 付託

一、昨八日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(山下毅吉君外一名提出、参法第九号)(予)

社会労働委員会 付託

一、昨八日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
 昭和三十年度一般会計予算
 昭和三十年度特別会計予算
 昭和三十年度政府関係機関予算

一、昨八日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
 外地から引揚げた遺家族に関する質問主意書(並木芳雄君提出)

昭和三十年六月九日第三種郵便物認可

定価 一冊 十五円
 發行所 東京都新宿区西大塚町一五
 大蔵省印刷局
 電話九段局五二一